

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第291号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 解除に係る保安林の所在場所

松本市安曇4468（国有林。次の図に示す部分に限る。）

#### 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

#### 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 選告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成24年分の政治団体の収支に関する報告書について、民主党長野県第4区総支部から次のとおり訂正の報告がありました。

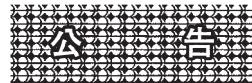
平成26年5月29日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

別冊の民主党長野県第4区総支部中

「 支出総額	<u>20,256,567円</u>
繰越額	<u>12,993,480円</u>
<b>を</b>	
「 支出総額	<u>20,248,377円</u>
繰越額	<u>13,001,670円</u>
<b>に、</b>	
「 備品・消耗品費	<u>51,659円</u>
<b>を</b>	
「 備品・消耗品費	<u>43,469円</u>
<b>に、</b>	
「 小計	<u>12,813,468円</u>
<b>を</b>	
「 小計	<u>12,805,278円</u>
<b>に、</b>	
「 合計	<u>20,256,567円</u>
<b>を</b>	
「 合計	<u>20,248,377円</u>
<b>に改める。</b>	

選挙管理委員会



### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 借入をする物品等及び数量

本庁スイッキングハブ 一式

##### (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

##### (3) 借入期間

平成26年9月1日から平成31年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

##### (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県情報政策課のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>）に記載のとおりです。

#### 3 その他

##### (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。入札説明書等は次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画振興部情報政策課

電話 026（235）7071

##### (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年6月4日（水）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

情報政策課

### 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

長野県税務電算システム保守業務 一式

#### 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

##### (1) 名称 長野県総務部税務課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

#### 3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月18日

#### 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

##### (1) 名称 富士通株式会社長野支社

(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415

- 5 隨意契約に係る契約金額  
41,212,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 隨意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

税務課

県民協働課

**公告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年5月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人生活応援ネットワーク猫の手
- 3 代表者の氏名  
井口 順子
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市松岡2丁目35番13号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域課題に関心のある市民が、その経験と知識を活かし、問題解決に取り組み、おさな子からお年寄りまで、いきいきと生活でき、共に支え合うまちづくりに寄与すること、更に公的な介護・支援に関する事業に関わり、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年5月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人わおん
- 3 代表者の氏名  
山田 勇
- 4 主たる事務所の所在地  
塩尻市大字広丘郷原685番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、こどもから大人までみんなが自分に自信を持ち心

豊かに育つことや、ひとりでも多くの人が環境のことを考えながら生活を送ることを目指し、ひと・まち・自然をテーマにした環境教育及び外あそび、体験活動の企画や研修、普及を行うとともに、地域課題や解決策の情報収集・発信を実施することで、こどもたちがもっと元気に輝く地域、すなわち持続可能な地域の構築に寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いちやまマート岡谷店  
岡谷市長地権現町3-950-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社いちやまマート  
山梨県中央市若宮50-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社いちやまマート  
山梨県中央市若宮50-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年1月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,566平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 122台  
(2) 駐輪場の収容台数 74台  
(3) 荷さばき施設の面積 135平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 32立方メートル  
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
株式会社いちやまマート		
未定	午前8時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前7時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 2か所 出口 2か所 合計 4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成26年5月16日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成26年5月29日から平成26年9月29日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

平成26年5月26日、長野県内田土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

## 公告

平成26年5月26日、豊野町土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

## 公告

平成26年5月26日、高瀬川右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

## 公告

平成26年5月26日、長野県神川沿岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部守一

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

長野県新財務会計システムの運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県会計局会計課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月26日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社日立製作所北関東支店

(2) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16

5 随意契約に係る契約金額

55,512,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

本件相手方と既に契約を締結した特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、本件相手方以外の者から調達をしたならばその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当）

会計課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月29日

長野県佐久地方事務所長 清水深

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県佐久合同庁舎空調設備保守点検業務

(2) 役務の特質

長野県佐久合同庁舎の空調設備の保守点検業務

(3) 履行期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所

佐久市跡部65-1

長野県佐久合同庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

## 3 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。  
入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

佐久市跡部65-1

長野県佐久地方事務所地域政策課総務係

電話 0267 (63) 3131 (直通)

なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/sakuchi/sakuchi-seisaku/nyusatsu/index.html>

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年6月5日（木）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成26年5月29日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて銃砲又は空気銃（以下「銃砲等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに銃砲等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により銃砲等の許可の更新を受けようとするもの。

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
7月2日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	中野会場	中野市大字壁田955番地 北信合同庁舎	60名
7月6日 (日)	午後1時 から 午後4時 まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎	60名
7月16日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	小諸会場	小諸市甲1275番地2 小諸文化センター	60名
7月23日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	60名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
銃砲及び空気銃の所持に関する法令	2時間
銃砲及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、銃砲等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

## (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課